

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
--------	-------------------

佐 本 交 企 発 第 3 5 号
令 和 6 年 3 月 1 2 日

交通部内各所属長
各 警 察 署 長 殿

有 効	10年(令和16年3月31日まで)
企画第一係	

交 通 部 長

**自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の一部改正に係る関係規定
の解釈及び運用上の留意事項について（通達）**

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「改正法」という。）の一部の施行に当たり、その趣旨、内容及び留意事項については、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和6年3月12日付け佐本交企発第33号）により通達したところであるが、改正法による自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）等の一部改正に関し、関係規定の解釈及び留意事項は別添のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

（別添省略）